

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年11月21日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年12月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年12月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 辻堂池東地区	高松市産業経済部土地改良課
高松市古高松土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 久本地区	〃
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 中三谷農道地区	〃
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大野地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 墓堂地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 一本木地区	〃
高松市多肥土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 住蓮寺農道地区	〃
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 芦脇1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 関地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 成合支線3号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 太田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 世中地区	〃
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 坊ヶ谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 岡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下榎地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 藤八池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業	〃

(農道事業) 中下地区	
-------------	--